

特別養護老人ホーム四條畷荘
ユニット型指定短期入所生活介護運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が運営するユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム四條畷荘」(以下「施設」という。)に併設するユニット型短期入所生活介護事業(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称等)

第2条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 特別養護老人ホーム四條畷荘
- (2) 所 在 地 : 大阪府四條畷市北出町28番1号

(利用定員)

第3条 事業所の利用定員10名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第4条 ユニット数: 1ユニット

ユニット入居定員

: にぎわいユニット 10名(短期入所・介護予防短期入所)

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 施設・事業所として次の職員を置く。

- (1) 施設長(管理者) 1名

- (2) 副施設長 1名以上
- (3) 生活相談員 2名以上
- (4) 介護職員 40名以上
- (5) 看護職員 5名以上
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
- (7) 介護支援専門員 2名以上
- (8) 医師 1. 2名以上
- (9) 管理栄養士 1名以上

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 職員の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を総括する。施設長に事故のあるときには、副施設長が職員の職務を代行する。
- (2) 副施設長
副施設長は、管理者を補佐し、施設の事務を掌理する。
- (3) 生活相談員
入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師
利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 管理栄養士
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員サロン

- (2) サービス担当者会議
- (3) 苦情解決委員会
- (4) 感染症対策会議
- (5) 人権擁護委員会
- (6) 介護事故検証委員会
- (7) 楽食委員会
- (8) 褥瘡対策委員会
- (9) 労働安全衛生委員会
- (10) 経営マネジメント委員会
- (11) 介護リーダー会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(指定短期入所生活介護サービスの内容)

(10) 指定短期入所生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 居室の提供

(2) 食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とする。

(3) 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行う。
- ・寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴いただく。

(4) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

(5) 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施する。

(6) その他自立への支援

- ・生活機能の維持または向上を目指して支援する。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助する。

- (1 1) 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護について介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
朝食：370円 昼食：600円 夕食：550円
- (2) 滞在に要する費用 ユニット型個室 2,400円/日
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）
- (4) 喫茶代 100円（税込）～
- (5) 理美容代 2,000円（税別）～
- (6) レクリエーション、クラブ活動の材料代等 材料代等の実費（別途消費税要）
- (7) 複写代 被写物1枚につき10円（税込）
- (8) 居室に持ち込まれる電化製品の電気代 テレビ 10円/日（税込）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの（実費）
- (10) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号又は第2号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低いほうの額とする。
- 4 事業所は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(短期入所生活介護の内容、利用料及びその他の費用の額)

(1 2)

指定短期入所生活介護の内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認

定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

(通常を送迎の実施地域)

(13)

通常を送迎の実施地域は、四條畷市、大東市、門真市、寝屋川市、守口市とする。

第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

(14)

事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、滞在費等その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第13条

事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条

事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等への確認)

第15条

事業所は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめる。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護の提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第16条

事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行

われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意見を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(利用開始及び終了)

第17条

事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅における日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(サービス提供の記録)

第18条

事業所は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供日、内容、保険給付、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用等に記録する。

2 事業所は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により情報を提供する。

(保険給付のための証明書交付)

第19条

事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要を認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第20条

事業所は、利用者がその有する能力に応じて、自ら生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

2 指定短期入所生活介護は各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行う。

- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーに配慮して行う。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 事業所の職員はサービスの提供に当たって、懇切丁寧を旨として、利用者又は家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行う。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護計画の作成)

第21条

事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画書が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

3 短期入所生活介護の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

4 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

その家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

5 事業所は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

6 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(介護)

第22条

介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行う。

4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必

要な支援を行う。

- 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 7 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 事業所は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
- 9 事業所は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(食事)

第23条

事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第24条

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第25条

事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動の支援教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うこととする。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(機能訓練)

第26条

事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能改善又は維持のための訓練を行う。

(健康管理)

第27条

事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 事業所の医師は、その行った健康管理に対し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(利用者に関する保険者への通知)

第28条

施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第29条

事業所の管理者は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 事業所の管理者は、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(勤務体制の確保等)

第30条

事業所は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行う。

- (1) 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員または看護職員を配置する。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

3 事業所は、当該施設の職員によって指定短期入所生活介護を提供する。ただし、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

4 事業所は、当該事業所の職員によって、指定短期入所生活介護を提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

5 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第31条

事業所は、ユニットごとの入居定員及び居室の利用定員を超えて入所させない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5章 緊急時おける対応方法

(緊急時等の対応)

第32条

施設は現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人信愛会 啜生会脳神経外科病院
所在地	四條畷市中野本町28-1
連絡先	072-877-6639
診療科	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科等

医療機関の名称	医療法人河北会 河北病院
所在地	寝屋川市河北東町19-1
連絡先	072-822-3663
診療科	内科、心療内科、リハビリテーション科、整形外科、皮膚科

医療機関の名称	医療法人山弘会 上山病院
所在地	寝屋川市秦町15-3
連絡先	072-825-2345
診療科	内科・循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科 泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科
医療機関の名称	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪複十字病院
所在地	寝屋川市打上高塚町3番10号

連絡先	072-821-4781
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科 リハビリテーション科、臨床検査科

協力歯科医療機関

医療機関の名称	たいじ歯科医院
所在地	四條畷市楠公1-11-48
連絡先	072-803-4618

医療機関の名称	うえやま歯科
所在地	門真市千石西町15-26 ロイヤルコートII105号
連絡先	072-803-8550

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業所は、入所利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用入所者の家族、当該事業利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第34条

事業所は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行う。

2 事業所は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

第7章その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第35条

事業所は、入居利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(重要事項の提示)

第36条

事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の職務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を提示する。

(秘密保持等)

第37条

事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条

事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から利用者に対して特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を収受供与しない。

(苦情処理)

第39条

事業所は、その提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

第40条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と言う）を行わない。

- 2 事業所は前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(高齢者虐待防止について)

第41条 事業所は、ご入居者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (ア) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知職の向上に努めます。
 - (イ) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - (ウ) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携)

第42条

事業所は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第43条

施設・設備の使用上の注意

- (1) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用していただく。
- (2) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたのにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がある。
- (3) 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分配慮を行う。
- (4) 事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。

2 喫煙

事業所内の喫煙スペース及び、規定の時間以外での喫煙はできない。

3 サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができる。(但し、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではない。また、協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもない。)

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第44条

事業所は指定短期入所生活介護の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整理)

第45条

事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(法令との関係)

第46条

この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年12月1日から施行する。
- この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年9月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成17年11月1日から施行する。
- この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年7月1日から施行する。
- この規程は、平成18年12月5日から施行する。
- この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年1月13日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年7月4日から施行する。
- この規程は、平成26年10月27日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年1月20日から施行する。
- この規程は、平成28年5月1日から施行する。
- この規定は、令和元年10月1日から施行する。
- この規定は、令和3年8月1日から施行する。
- この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- この規定は、令和5年1月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。